

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する区基準（素案）について

1 特定教育・保育施設の運営

〔認定こども園、幼稚園、保育所が対象〕

No.	項目	従参	国基準	区基準（案）	区基準（案）の考え方
1	利用定員	従	・20人以上 ・施設の区分に応じて、小学校就学前子どもの区分ごとの利用定員を定めること。ただし、3号認定の子どもについては、満1歳に満たない子どもと満1歳以上の子どもを区分すること。	国基準（第4条）のとおり	
2	提供する教育・保育の内容及び手続きの説明、同意、契約	従・参	保護者に教育・保育の選択に資すると認められる重要事項について事前説明し、同意を得ること 【説明項目】 ・運営規程の概要 ・職員の勤務体制 ・利用者負担 【説明方法】 ・文書交付（保護者の承諾を得て、電磁的方法による提供可）	国基準（第5条）のとおり	
3	応諾義務	従・参	・正当な理由がない場合の申込み拒否禁止 ・利用申込に対し、教育・保育の提供が困難な場合、適切な他施設を紹介等すること ・市町村が行うあっせん、調整及び要請に対する協力すること	国基準（第6条第1項・第5項、第7条）のとおり	
4	定員を上回る申込みがあった場合の選考	従	・1号認定（教育標準時間認定） 抽選、先着順、建学の精神等設置者の理念に基づく選考などの方法によること ※あらかじめ選考方法の明示が必要 ・2・3号認定（保育認定） 保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる支給認定子どもが優先的に利用できるよう選考すること ※あらかじめ選考方法の明示が必要、特別な支援が必要な子どもの優先可	国基準（第6条第2項～第4項）のとおり	
5	支給認定資格の確認、支給認定申請に係る援助	参	・利用開始時に支給認定証を確認すること ・支給認定申請をしていない保護者からの申込みがあった場合、速やかに適切な申請が行われるよう援助すること	国基準（第8条、第9条）のとおり	
6	心身状況等の把握	参	・子どもの心身の状況、置かれている環境、他の施設の利用状況等の把握に努めること	国基準（第10条）のとおり	
7	小学校等との連携	参	・継続的な支援に繋がるよう、特定教育・保育の提供を終了する子どもの情報の提供その他、小学校、特定教育・保育施設、その他機関等との密接な連携に努めること	国基準（第11条）のとおり	
8	教育・保育提供の記録	参	・提供日、内容その他必要な事項を記録すること	国基準（第12条）のとおり	
9	教育・保育の取扱方針	従	次の要領等に基づき、子どもの心身の状況を踏まえ、適切に教育・保育を提供すること ・幼稚園 幼稚園教育要領 ・保育所 保育所保育指針 ・認定こども園 幼保連携型認定子ども園教育・保育要領	国基準（第15条）のとおり	
10	子どもの適切な処遇	従	・子どもの平等的取り扱い ・虐待等の禁止 ・懲戒に係る権限の濫用禁止	国基準（第24条～第26条）のとおり	
11	上乗せ徴収等の取り扱い	従	・法に定める利用者負担額以外の食費や日用品等実費の上乗せ徴収可 ・実費等の使途、額及び書面による理由の明示	国基準（第13条）のとおり	
12	給付費等の額の通知等	参	・法定代理受領時に保護者に対し給付費額を通知すること ・法定代理受領を行わない際の保護者に対し特定教育・保育提供証明書を交付すること	国基準（第14条）のとおり	
13	定員外利用の取り扱い	従	・特別利用保育 教育目的（1号認定）の子どもが保育所を利用する場合、当該保育所の定員（2号認定）の数を超えない範囲で可能 ・特別利用教育 保育目的（2号認定）の子どもが幼稚園を利用する場合、当該幼稚園の定員（1号認定）の数を超えない範囲で可能	国基準（第35条・第36条）のとおり	
14	区への通知	参	・保護者が虚偽・不正行為による給付を受けた（又は受けようとした）場合に区へ通知すること	国基準（第19条）のとおり	

No.	項目	従参	国基準	区基準(案)	区基準(案)の考え方
15	運営規程	参	<ul style="list-style-type: none"> ・重要事項として次の項目を定めること ①事業目的・運営方針 ②提供する教育・保育内容 ③職員の職種、人数、職務内容 ④開所時間、閉所日 ⑤料金、その種類、理由 ⑥利用定員 ⑦留意事項(入園資格、選考を行う場合の基準を含む) ⑧緊急時対応 ⑨災害対策 ⑩虐待防止措置 ⑪その他重要事項 	国基準(第20条)のとおり	
16	秘密保持等	従	<ul style="list-style-type: none"> ・職員は、業務上知り得た利用者の秘密を漏らしてはいけないこと(退職後含む) ・施設・事業者が教育・保育施設等へ子どもに関する情報を提供する際は、あらかじめ文書による保護者の同意を得ること 	国基準(第27条)のとおり	
17	事故発生防止、発生時対応	従	<ul style="list-style-type: none"> 【事故の発生(再発)防止】 ・事故発生時の対応、報告方法等について記載された事故発生防止の指針を整備すること ・事故発生又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合の報告・分析による改善策を従業員に周知徹底する体制を整備すること ・事故発生防止のための委員会設置及び従業員に対する研修を開催すること 【事故発生時の対応】 ・事故発生時の保護者(家族)、区に対し速やかに報告すること ・事故発生時の状況、処置等を記録すること ・賠償すべき事故が発生した場合に速やかな損害賠償をすること 	国基準(第32条)のとおり	
18	評価	参	<ul style="list-style-type: none"> ・自己評価及びそれに基づく改善をすること ・定期的に特定教育・保育施設の関係者・保護者等又は外部の者による評価を受けること、その結果を公表し及びそれに基づく改善に努めること 	国基準(第16条)のとおり	
19	相談援助	参	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもの心身の状況、置かれている環境等の把握に努めること ・子ども又は保護者からの相談に応じ、必要な助言等の援助を行うこと 	国基準(第17条)のとおり	
20	緊急時対応	参	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもの体調変化等緊急時に保護者又は医療機関への連絡等必要な措置を講ずること 	国基準(第18条)のとおり	
21	利用者対応	参	<ul style="list-style-type: none"> ・苦情受付窓口の設置等をすること ・苦情内容等を記録すること ・区から指導等を受けた場合に協力・改善に努めること 	国基準(第30条)のとおり	
22	会計区分	参	<ul style="list-style-type: none"> ・特定教育・保育事業の会計とその他の事業の会計とを区分すること 	国基準(第33条)のとおり	
23	勤務体制確保、情報提供等	参	<ul style="list-style-type: none"> ・事業所ごとに職員の勤務体制を定めておくこと ・その事業所の職員によって保育を提供すること(直接影響を及ぼさない業務は除く) ・職員の資質の向上のための研修機会を確保すること 	国基準(第21条、第28条)のとおり	
24	定員遵守	参	<ul style="list-style-type: none"> ・利用定員を遵守すること(年度中の需要増大への対応、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合を除く) 	国基準(第22条)のとおり	
25	掲示	参	<ul style="list-style-type: none"> ・利用申込者の施設選択に資すると認められる重要事項について施設の見やすい場所に掲示すること ①運営規程の概要 ②職員の勤務体制 ③利用者負担 ④その他の重要事項 	国基準(第23条)のとおり	
26	利益供与等の禁止	参	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者支援事業、その他の地域子ども・子育て支援事業を行う者、教育・保育施設もしくは地域型保育を行う者等又はその職員に対し、小学校就学前子ども又はその家族に対して施設を紹介することの対償として金品その他の財産上の利益供与の禁止 	国基準(第29条)のとおり	
27	地域との連携	参	<ul style="list-style-type: none"> ・地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力など地域との交流に努めること 	国基準(第31条)のとおり	
28	記録整備	参	<ul style="list-style-type: none"> ・職員、設備及び会計に関する諸記録を整備すること ・子どもに対する特定教育・保育の提供に関する下記事項の記録の整備と、その保存年限(完結の日から5年間) ①特定教育・保育の提供に当たっての計画 ②提供した特定教育・保育に係る必要な事項の提供の記録 ③区への通知に係る記録 ④苦情の内容等の記録 ⑤事故の状況及び事故の際して採った処置についての記録 	国基準(第34条)のとおり	

2 特定地域型保育事業者の運営

〔家庭的保育事業、小規模保育事業（A型・B型・C型）、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業が対象〕

No.	項目	従参	国基準	区基準（案）	区基準（案）の考え方
29	利用定員	従	<ul style="list-style-type: none"> 各事業の利用定員 <ul style="list-style-type: none"> 家庭的保育事業 1人以上5人以下 小規模保育事業A・B型 6人以上19人以下 小規模保育事業C型 6人以上10人以下（※5年の経過措置あり） 居宅訪問型保育事業 1人 事業所ごとに小学校就学前子どもの区分ごとの利用定員を定めること。ただし、3号認定の子どもについては、満1歳に満たない子どもと満1歳以上の子どもを区分すること 	国基準（第37条）のとおり	
30	提供する教育・保育の内容及び手続きの説明、同意、契約	従・参	<p>保護者に対して教育・保育の選択に資すると認められる重要事項について事前説明し、同意を得ること</p> <p>【説明項目】</p> <ul style="list-style-type: none"> 運営規程の概要 連携施設の種類・名称 連携協力の概要 職員の勤務体制 利用者負担 <p>【説明方法】</p> <ul style="list-style-type: none"> 文書交付（保護者の承諾を得て、電磁的方法による提供可） 	国基準（第38条）のとおり	
31	応諾義務	従・参	<ul style="list-style-type: none"> 正当な理由がない場合の申込み拒否禁止 保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる支給認定子どもが優先的に利用できるよう選考すること（あらかじめ選考方法の明示が必要） 区が行うあっせん、調整及び要請に対し協力を努めること 	国基準（第39条、第40条）のとおり	
32	心身状況等の把握	参	<ul style="list-style-type: none"> 子どもの心身の状況、置かれている環境、他の施設の利用状況等の把握に努めること 	国基準（第41条）のとおり	
33	特定教育・保育施設との連携	従・参	<ul style="list-style-type: none"> 子どもに対する保育が適正かつ確実に行われ、特定地域型保育事業者等による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な保育が継続的に提供されるよう、以下の項目に関し連携協力を行う保育所、幼稚園又は認定こども園を適切に確保すること <ul style="list-style-type: none"> ①集団保育の体験、相談助言 ②代替え保育の提供 ③特定地域型保育事業者等による保育の提供の終了後の連携施設における継続受入 ※5年間の経過措置あり 	国基準（第42条）のとおり	
34	上乗せ徴収等の取り扱い	従	<ul style="list-style-type: none"> 法に定める利用者負担額以外の食費や日用品等実費の上乗せ徴収可 実費等の使途、額及び書面による理由の明示 	国基準（第43条）のとおり	
35	取扱方針	従	<ul style="list-style-type: none"> 厚生労働大臣が定める指針に準じて保育の提供を行うこと 事業の特性に留意し、子どもの心身の状況等に応じて保育を提供すること 	国基準（第44条）のとおり	
36	評価	参	<ul style="list-style-type: none"> 自己評価及びそれに基づく改善をすること 定期的に外部の者による評価を受けること、その結果を公表し及びそれに基づく改善に努めること 	国基準（第45条）のとおり	
37	運営規程	参	<ul style="list-style-type: none"> 重要事項として次の項目を定めること <ul style="list-style-type: none"> ①事業目的・運営方針 ②提供する特定地域型保育の内容 ③職員の職種、人数、職務内容 ④開所時間、閉所日 ⑤料金、その種類、理由 ⑥利用定員 ⑦留意事項（入園資格、選考を行う場合の基準を含む） ⑧緊急時対応 ⑨災害対策 ⑩虐待防止措置 ⑪その他重要事項 	国基準（第46条）のとおり	
38	勤務体制の確保等	参	<ul style="list-style-type: none"> 事業所ごとに職員の勤務体制を定めておくこと その事業所の職員によって保育を提供すること（直接影響を及ぼさない業務は除く） 職員の資質の向上のための研修機会を確保すること 	国基準（第47条）のとおり	
39	定員遵守	参	<ul style="list-style-type: none"> 利用定員を遵守すること（年度中の需要増大への対応、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合を除く） 	国基準（第48条）のとおり	

40	記録整備	参	<ul style="list-style-type: none"> ・職員、設備及び会計に関する諸記録を整備すること ・子どもに対する特定教育・保育の提供に関する下記事項の記録の整備と、その保存年限（完結の日から5年間） <ul style="list-style-type: none"> ①特定教育・保育の提供に当たっての計画 ②提供した特定教育・保育に係る必要な事項の提供の記録 ③区への通知に係る記録 ④苦情の内容等の記録 ⑤事故の状況及び事故の際して採った処置についての記録 	国基準（第49条）のとおり	
41	特別利用地域型保育の基準	従	<ul style="list-style-type: none"> ・法第十九条第一号に該当する子どもに対し、特別利用地域型保育を提供する場合、地域型保育事業の認可基準を遵守すること 	国基準（第51条）のとおり	
42	特定利用地域型保育の基準	従	<ul style="list-style-type: none"> ・法第十九条第二号に該当する子どもに対し、特定利用地域型保育を提供する場合、地域型保育事業の認可基準を遵守すること 	国基準（第52条）のとおり	

3 過料について

子ども子育て支援法第87条第2項に基づき、区の基準に以下のとおり過料に関する規定を盛り込む

過料の対象となる者	過料の対象となる行為	過料金額	区の考え方
教育保育施設・事業者等	<ul style="list-style-type: none"> ・教育・保育給付に必要な報告、文書等の物件の提出・提示、調査（立ち入り調査含む）の正当な理由のない拒否や、虚偽の報告 	10万円以下	制度の信頼性・公平性を確保する観点から、不誠実な対応を抑止する必要がある
<p>子ども・子育て支援法（抄）</p> <p>[第87条第2項]</p> <p>市町村は、条例で、正当な理由なしに、第十四条第一項の規定による報告若しくは物件の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出若しくは提示をし、又は同項の規定による当該職員の質問に対して、答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者に対し十万円以下の過料を科する規定を設けることができる。</p>			